

保育士修学資金 免除対象施設一覧

別表 1

区域	法令・通知等	施設種別
全国		国立高度専門医療研究センターまたは、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第27条の第2項の委託を受けた施設
		肢体不自由施設「整肢療護園」 重度心身障害児施設「むらさき愛育園」
滋賀県内の施設	第6条の2の2第2項に規定	児童発達支援（児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設）
	第6条の2の2第3項に規定	放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設）
	第7条に規定	助産施設
		乳児院
		母子生活支援施設
		保育所
		幼保連携型認定こども園
		児童厚生施設
		児童養護施設
		障害児入所施設
		児童発達支援センター
		児童心理治療施設
		児童自立支援施設
	児童家庭支援センター	
	第12条の4に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	第18条の6に規定	指定保育士養成施設
	第6条の3第9項から第12項に規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、法34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	ア) 同法第59条の2の規定により届出をした施設
		イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設
		ウ) 雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
		エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
オ) 国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設		
家庭的保育事業		
小規模保育事業		
居宅訪問型保育事業		
事業所内保育事業		
病児保育事業		
第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町が行うものおよび同条第2項の認可を受けたもの	家庭訪問型保育事業 事業所内保育事業	
第6条の3第13項に規定	病児保育事業	
第6条の3第2項に規定	放課後児童健全育成事業	
第6条の3第7項に規定	一時預かり事業	
第6条の3第23項に規定	乳児等通園支援事業	
学校教育法	第1条に規定	教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園
子ども・子育て支援法	(平成24年法律第65号) 第30条第1項第4号に規定	離島その他の地域であって特定保育を実施する施設
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業等の実施について」(令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁育成局長通知)の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第2の1に規定	企業主導型保育事業